

低入札価格取扱実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、低入札価格取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づく調査基準価格の算定及び調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置について定めるものとする。

(調査基準価格の算定)

第2条 要綱第2条に規定する調査基準価格は、次に掲げる方法により算定した額とする。

- (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。
 - ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- (2) 工事等の性質上前号の規定により難しいものについては、前号の算定方法にかかわらず10分の7から10分の9までの範囲内で定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

(調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置)

第3条 入札執行者は、調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合には、当該入札に参加した全ての入札者に対して「落札の決定を保留し、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、落札者は後日決定する。」旨を告げて入札を終了する。

- 2 要綱第3条の規定により入札執行者が行う調査は、最低価格入札者に対し次に掲げる事項について資料の提出を求め、事情を徴取し、当該契約に係る積算担当者及び関係機関への照会等適切な方法により行うものとする。
 - (1) 積算金額の内訳及び入札価格決定の理由
 - (2) 契約対象工事付近における手持工事の状況
 - (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
 - (4) 契約対象工事個所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
 - (5) 手持資材の状況
 - (6) 資材購入先及び購入先との入札者の関係

- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去2年間に施工した公共工事名及び発注者名
- (10) 経営内容
- (11) 経営状況（取引金融機関、保証協会等への照会）
- (12) 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払い遅延状況）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札執行者が必要と認める事項

附 則

この要領は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。